

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める  
事後備置書類  
(吸収分割に関する事後開示書類)

2023 年 3 月 4 日

群馬県藤岡市藤岡 1360 番地  
美里工業株式会社  
代表取締役 中野 秀男

神奈川県伊勢原市板戸 80 番地  
市光工業株式会社  
代表取締役 ヴィラットクリストフ

美里工業株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。 )及び市光工業株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。 )は、2022 年 9 月 26 日付で両社の間で締結した吸収分割契約書及び 2023 年 2 月 28 日付の合意書(以下、総称して「本件契約」といいます。 )に基づき、2023 年 3 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の自動車用ミラーの設計、開発、製造及び販売に関する事業、並びにそれに関連して提供するサービス事業(但し、自動車ヘッドランプ用レンズの製造・販売に関する事業、及びアフターマーケット市場向け商用車用カメラモニタリングシステムの販売に関する事業を除く。 )に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。 )を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

**1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)**

2023 年 3 月 1 日

**2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)**

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、吸収分割会社の株主には本件分割の差止請求権が認められておりま

せん。したがって、吸収分割会社において、会社法第 784 条の 2 の規定による請求の手續はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手續の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、吸収分割会社の株主には株式買取請求権が認められておらず、会社法第 785 条第 3 項但書の規定により、株主宛通知も不要とされております。したがって、吸収分割会社は、同法 785 条の規定に基づく手續を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手續の経過

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、吸収分割会社は、会社法第 787 条の規定による手續を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手續の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 10 月 4 日付で、吸収分割会社の債権者に対し、官報及び電子公告による公告をいたしました。が、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

**3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手續の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)**

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手續の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手續の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、吸収分割承継会社は会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 10 月 4 日付で、吸収分割承継会社の債権者に対し官報及び電子公告による公告をいたしました。本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2023 年 3 月 1 日付で、本件契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継した資産の額は金約 9,790 百万円(暫定値)であり、負債の額は金約 5,181 百万円(暫定値)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2023 年 3 月 3 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上